

市税の納付方法についてお知らせします

対象税目

- ・市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）
- ・固定資産税・都市計画税
- ・軽自動車税（種別割）

鈴鹿市独自の納付方法

1 各種窓口




2 コンビニ
エンスストア



3 口座振替



4 スマート
フォン決済



注意

納付方法②④については、納付書 1 枚あたりの金額が 30 万円以下で、バーコードが印字されているものに限り利用できます。

※納付可能期間は、納付書記載の納期限日、またはコンビニエンスストア等の取扱期限日までです。

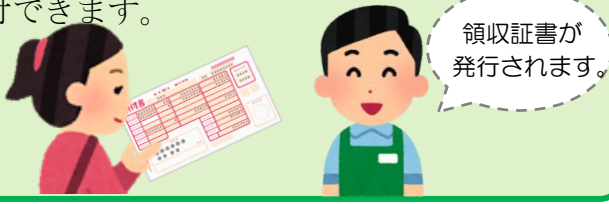
1 各種窓口での納付

納付書裏面に記載の金融機関、納税課窓口または地区市民センターに納付書をお持ちいただくことで、納付できます。



2 コンビニエンスストアでの納付

納付書裏面に記載のコンビニエンスストアなどに納付書をお持ちいただくことで納付できます。



3 口座振替による納付



指定した金融機関の口座から振り替え納付することができます。各納期限に自動的に引き落とされるため、納付忘れがありません。

申込み 預貯金通帳、通帳の届出印、納付書をお持ちの上、直接市内の下記取扱金融機関、納税課または各地区市民センターへ

※口座振替の手続きが完了するまで 1 か月程度かかるため、開始は申込月の翌月以降になります。

取扱金融機関

百五銀行、三十三銀行、中京銀行、北伊勢上野信用金庫、東海労働金庫、三菱UFJ銀行、ゆうちょ銀行、鈴鹿農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会（三重県内の店舗に限る）

注意

領収証書が発行されません。

4 スマートフォン決済による納付

スマートフォンやタブレット端末で対象のアプリを利用して、納付書のバーコードを読み取ることで、納付できます。

※詳しくは、各アプリのホームページをご確認ください。

注意

領収証書が発行されません。

対象のアプリ



令和5年4月から

エルマーク

納付書に  があれば、

地方税のお支払が
便利・簡単 になりました！

24時間365日、いつでもどこでもお支払可能です。

詳しくは

地方税お支払サイト

をご覧ください。

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



～よくある質問 Q & A～



Q どのような支払方法が利用できますか？

A 地方税お支払サイトでは ●**クレジットカード払い** ●**ネットバンキング** 等 を利用できます。また、各種 **スマホ決済アプリ** でのお支払も利用できます。

※スマホ決済のアプリ一覧は、令和5年4月以降、地方税お支払サイトに順次掲載予定です。

Q どのような納付書が利用できますか？

A お手持ちの納付書に「**eL マーク**」の記載があれば利用できます。

※なお、「**eL-QR**」(QR コード)、「**eL番号**」(納付書番号)のいずれかの記載があれば利用できます。

QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

Q 手数料はかかりますか？

A クレジットカード・各種スマホアプリ事業者によって異なります。詳しくは、地方税お支払サイトでご確認ください。

Q いつ利用できますか？

A ・地方税お支払サイトは、**24時間365日**利用できます。

※利用時間帯によっては、選択できない支払方法があります。

・各種スマホ決済アプリの場合は、アプリによって異なります。

※いずれもシステムのメンテナンス時間を除きます。

※地方税お支払サイト等での納付以外にも、「eL マーク」の記載があれば、全国の地方税統一QRコード対応金融機関でもご納付いただけます。

対象の金融機関は、eLTAX ホームページに順次掲載予定です。

eLTAX ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/>

ご注意ください

- 口座振替から別の納付方法に変更される方は、振替廃止の手続きが必要です。変更の際は、納税課へご連絡ください。
- 領収証書が発行されない納付方法をご利用の方で、納税状況を確認したい方は、納税通知書やカード会社が発行する利用明細書などでご確認ください。
- 令和5年1月からの軽自動車税の納税確認の電子化(軽JNK S)に伴い、口座振替の方への車検用納税証明書の送付を廃止しました。電子化の対象は、三輪以上の軽自動車です。軽JNK Sの詳細は地方税共同機構ホームページをご覧ください。
※電子化対象外のものは、これまで通り車検用納税証明書を送付します。

地方税共同機構ホームページ

<https://www.lta.go.jp/jidousya/>

広報すずか 令和4年12月5日号より

軽自動車の車検は、 令和5年1月から、
Jidoshazei Nofu Kakunin System ジェンクス
軽自動車税納税確認システム(軽JNKS)で、
継続検査窓口 での **納税証明書の提示** が **原則不要**
で変わる! となりました!

令和5年1月から軽自動車検査協会での納税確認が電子化され(軽JNKS)、車検時の納税証明書の提示が原則不要となりました。

【注意事項】

- ・三輪以上の軽自動車が対象です。
- ・下記の場合、車検用納税証明書が必要となる場合があります。
 - ① 納付したばかりの場合
 - ② 中古車の購入直後の場合
 - ③ 他の市区町村へ引っ越した直後の場合
 - ④ 対象車両に過去の未納がある場合
- ・納税確認の電子化に伴い、令和5年度より軽自動車種別割の振替口座登録者への車検用納税証明書の送付は行いません。
※納税確認電子化の対象外のものは、これまでどおり車検用納税証明書を送付します。

軽JNKSの詳細はこちらからご確認いただけます。

●地方税共同機構ホームページ

<https://www.lta.go.jp/jidousya/>



<お問い合わせ>

納税課 (tel) 059-382-7831 (fax) 059-382-7660

(E-mail) nozei@city.suzuka.lg.jp